

議案第 1 4 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

〈参 考〉

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正		現 行	
附 則 (他の法令による給付との調整)		附 則 (他の法令による給付との調整)	
第5条 略		第5条 略	
傷病補償年金	略	傷病補償年金	略
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）		障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）
	略		略
障害補償年金	略	障害補償年金	略
遺族補償年金	略	遺族補償年金	略
2 略		2 略	
	略		略
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）		障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）
	略		略

0. 8 8

0. 8 6

0. 8 8

0. 8 6